

# 第 15 回教育委員会

令和 4 年 8 月 30 日  
午後 3 時 30 分  
本庁舎屋上会議室

案 件

報告第23号

職員の人事について

報告第 23 号

職員の人事について

教育委員会教育長専決規則第 2 条第 1 項により、教育長による急施専決を行ったので、同条第 2 項の規定に基づき報告する。

令和 4 年 8 月 23 日付をもって、次のとおり人事異動を発令した。

記

1 事務局

新任職	氏 名	年齢	現任職
指導部指導主事	にしむら 西村 幸雄	51	放出小学校教頭（教務部付）

2 説明

西村 幸雄を指導部指導主事に任命する。

略 歴

ふりがな 氏 名	にしむら ゆきお 西村 幸雄 昭和46年1月16日			
職 歴	摘 要			
平成 6・4・1	大阪市立	八幡屋	小学校	教 諭
平成 15・4・1	大阪市立	滝川	小学校	教 諭
平成 16・4・1	大阪市立	大宮西	小学校	教 諭
平成 26・4・1	大阪市立	大桐	小学校	教 諭
平成 27・4・1	大阪市立	三津屋	小学校	教 諭
平成 30・4・1	大阪市立	南市岡	小学校	教 頭
令和 3・4・2	大阪市立	放出	小学校	教 頭
令和 4・4・28	病気休職（教務部付）			

(参 考)

## 大阪市教育委員会教育長専決規則

(緊急時における専決)

第2条 教育長は、緊急の必要があるときは、前条の規定にかかわらず、教育委員会の会議において議決すべき事項を専決することができる。

2 教育長は、前項の規定による専決を行つたときは、次の教育委員会の会議においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。